

第 10 章 賞罰

第 55 条 一般の模範とするに足る行為のあった学生を褒賞することがある。

第 56 条 本大学の諸規則示達に違反した者又は学生としての本分に反した者については、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

第 57 条 前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生につきこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 諸規則示達に違反し、懲戒処分を受けてもあらためない者
- (5) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者